

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

Ⅰ 職員の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職 員 区 分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.5%
全 職 員	90.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役 職 段 階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	96.8%
本庁課長補佐相当職	98.2%
本庁係長相当職	95.5%

(2) 勤続年数別

勤 続 年 数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	117.6%
31～35年	94.7%
26～30年	95.7%
21～25年	92.1%
16～20年	91.8%
11～15年	93.5%
6～10年	96.6%
1～5年	96.9%

【説明欄】

役職段階別差異において、本庁部局長・次長相当職区分には該当職員がいないため、「—」と記載している。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	16.7%

【説明欄】

・ 令和7年4月1日時点の課長相当職以上の職員を対象に算出しています。

Ⅲ 各職職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	16.7%
本庁課長補佐相当職	47.1%
本庁係長相当職	33.3%

【説明欄】

- ・各割合は令和7年4月1日時点職員数により算出しています。
- ・本庁部局長・次長相当職については、該当する一般職の職員がいないため「—」としました。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	—	0.0%
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%	—	0.0%
2週間以上1月以下	50.0%	0.0%	—	0.0%
1月超3月以下	50.0%	0.0%	—	0.0%
3月超6月以下	0.0%	0.0%	—	0.0%
6月超9月以下	0.0%	0.0%	—	40.0%
9月超12月以下	0.0%	25.0%	—	60.0%
12月超24月以下	0.0%	75.0%	—	0.0%
24月超	0.0%	0.0%	—	0.0%

【説明欄】

・ 会計年度任用職員の男性の育児休業取得対象者はいないため「—」としました。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	6.63時間／月
内部部局等以外	3.36時間／月

【説明欄】

- ・管理的地位にある職員（係長補佐以上）、特別職及び会計年度任用職員を除く職員を対象として算出しています。
- ・時間外勤務命令実績に基づき算出しており、選挙事務その他臨時的業務の状況により年度ごとに変動する場合があります。